

緊急地震速報訓練

八幡市シェイクアウト訓練

災害時に、迅速かつ確実に情報伝達対応ができるように緊急地震速報訓練が6月15日(木)午前10時に実施されます。

この放送にあわせて、落下物や倒壊物から身を守るシェイクアウト訓練を実施します。さらに、避難場所や備蓄品の確認も行うと、実践に近い効果的な訓練につながります。

訓練に参加される場合は、この放送が流れます。

▼**放送内容**
「チャイム音」こちらは八幡市です。ただいまから訓練放送を行います。(緊急地震速報チャイム音)緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。(3回



▼**訓練内容**
①放送後、シェイクアウト訓練として「姿勢を低くする」「頭を守る」「動かない」の3つの安全行動上のイラストを約1分間実施する。
②数分後に送信される訓練用の緊急速報メールを受信し、内容を確認する。
③緊急速報メールについて本訓練への参加の有無にかかわらずメールが受信されます。しかし、機種によっては

繰り返し。こちらは八幡市です。これで訓練放送を終わります。(チャイム音)

▼**参加申込**
参加団体名または個人名、人数、ホームページでの参加団体名等の掲載可否を電話、またはFAX(983・1174)で危機管理課へ。※申込用紙は危機管理課窓口、市ホームページから入手可。

6月15日(木)午前10時 同時に実施

災害時に、迅速かつ確実に情報伝達対応ができるように緊急地震速報訓練が6月15日(木)午前10時に実施されます。

この放送にあわせて、落下物や倒壊物から身を守るシェイクアウト訓練を実施します。さらに、避難場所や備蓄品の確認も行うと、実践に近い効果的な訓練につながります。

大雨への備え 大丈夫？

6月は土砂災害防止月間

これから梅雨シーズンを迎え、大雨による土砂災害・水害の発生する可能性が高まります。今年の5月7日から降り続いた大雨の影響で、兵庫県伊丹市北部を流れる川の堤防が決壊し、周辺の住宅が浸水するなどの被害が発生したのが記憶に新しいところです。

災害はいつ起きるかわかりません。日ごろから災害への備えを万全にし、いざというときに自分や家族の命を守れるようにしましょう。

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保 きんきゆうあんぜんかくほ	災害発生情報 (発生を確証したときに発令)
4	避難指示 ひなんしじ	避難指示(緊急) 避難勧告
3	高齢者等避難 こうれいしゃとうひなん	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

食料や水は1週間分用意を

①避難情報の意味、忘れていませんか？
避難情報は現在、上の図のとおり運用されています。「避難指示(警戒レベル4)」が発令されたら、土砂災害警戒区域および浸水想定区域などの災害発生危険性が高い場所にお住まいの人は、速やかに安全な場所へ避難しましょう。緊急的な避難が難しい人は、「高齢者等避難(警戒レベル3)」が発令されたら避難を始めましょう。

②災害用備蓄の用意、忘れていませんか？
避難する時は食料や水、寝袋、マスク、体温計、洗

八幡市防災アプリ

yawatahi bousai app



Android



iOS

平時も役立つ機能満載

③八幡市防災アプリのダウンロード、忘れていませんか？
令和3年度から運用している八幡市防災アプリは、9000ダウンロードを越

また、河川水位や河川カメラ、防災行政無線の放送内容確認のほか、天気予報や雨雲レーダーなど、平時でも役立つ機能が満載です。ぜひダウンロードし、災害に備えて活用してください。

土のうの事前準備をお願いします

- ▼対象 市内在住者
- ▼配布数 1世帯10袋まで
- ▼申込・引渡期間 6月1日(木)～8日(木)午前9時30分～午後5時(引渡しは午後6時まで)の間に電話で危機管理課へ
- ※先着順。なくなり次第終了。
- ▼引渡場所 市役所旧庁舎横(まず、市役所5階危機管理課へお越しください)
- ※配布した土のうは、市では回収しませんので、ご家庭で保管・処分をお願いします。

浸水などの水害から自宅を守るため、土のうを無償で配布します。台風接近時や大雨が降っている時に市役所から配布に伺うことはできませんので、ご協力をお願いいたします。

災害時生活用水協力井戸に登録を

災害による断水時に市民の皆さんの生活用水を確保するため、個人や事業所が所有する井戸を災害時協力井戸として登録していただける人を募集しています。

- 登録要件
- ①生活用水として使用可能な水量・水質であること
- ②井戸水をくみ上げるための設備があること
- ③災害などの断水時に無償で近隣住民に井戸水を提供していただけること
- ④井戸枠などがあり安全であること
- ⑤井戸の所在地の公表を了承していただけること
- 登録方法
所定の用紙(危機管理課窓口または市ホームページから入手可)を危機管理課に持参。
※必要な場合は、市が水質検査を実施します。
※登録井戸には標識をお渡ししますので、見える場所に設置をしてください。

